

— 第2次上水道拡張計画初年度事業 —

中山地区に取水場を建設

水は、わたしたちの生活に欠かすことの出来ないもののひとつです。生活が豊かになるにつれ、家庭風呂、洗濯機そして、水洗トイレなどが普及し、水の需要度が大幅に高まってきていることから、本市では、今年度から6カ年計画で、第2次上水道拡張事業がすすめられています。

初年度事業として、今年度は取水場の建設がまわられています。

来年3月完成をめざし10月から着工

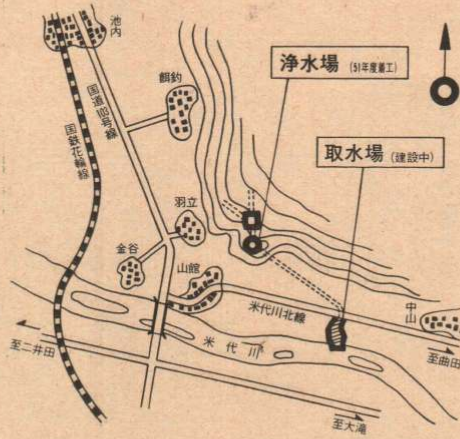
今年度に入り取水場建設場所の選定のための調査を行ってまいりましたが、その結果、河床の変動が少なく、最湯水期においても水量や水位の確保が容易な、上川沿中山地区先米代川右岸に決定しました。

この取水場は、総工費1億1,930万円(電気工事は除く)で三井建設株式会社と工事請負契約が結ばれ、来年3月の完成をめざして10月から工事が行われています。

取水場には、取水門(2基)沈砂池、導水ポンプ井戸そして、導水ポンプ室(3台)が建設されます。

ここで米代川から汲まれた原水は、導水管を通して約1キロ離れた、山館上の山地内に来年度建設予定の新浄水場に送られます。ここで急速ろ過処理と塩素滅菌したあと、浄水場北側に設ける新配水池へ揚水し、自然流下によって各家庭へ配水するしくみになっています。

この拡張工事が完成すれば給水地域は、上川沿、下川沿、釈迦内、そして、長木地区まで拡張され、給水量も大幅に増量されます。



	計画給水人口	給水区域面積	1日平均給水量
現在	40,000人	18.75K㎡	10,000㎡
拡張後	54,000人	42.92K㎡	17,800㎡

完成予定 56年3月 一部給水予定 53年4月1日

選挙管理委員と同補充員が決定

9月25日の定例市議会での選挙によって、選挙管理委員4人、同補充員4人が選出されました。

選挙委員長は、翌26日に開かれた選挙管理委員会で指名推せんされ、また、委員長職務代理者は、委員長の指名により決定されました。

補充員は、市外への転居などのため、委員に欠員が出た場合、委員として繰り上げられることになっています。

任期はいずれも50年9月25日から54年9月24日までの4年間です。

委員、補充員はつぎの方々です。(敬称は略させていただきます)

- 〈委員長〉 竹内 福哉(幸町)
- 〈委員長職務代理者〉 高松善治郎(曲田)
- 〈委員〉 佐々木陽二(谷地町) 前田嘉太郎(三の丸)
- 〈補充員〉 岡本 時也(桜町南) 細田 成信(鉄砲場) 加藤 政雄(大町) 髙谷 達(花岡町)

3つの行政町内を新設

新興住宅地帯である有浦、片山、大森地区に新しい行政町内が設けられましたこの3つの町内の新設により、行政町内数244、行政協力員数は250人になります。

新設町内名および協力員はつぎのとおりです。

- 東有浦町 成田喜三郎氏
- 美園町 伊藤 賢三氏
- 花岡団地 山本 久志氏

山林、原野の開発行為を制限

農用地区域内にある土地のうち、農地および採草放牧地については、開発行為の制限が行われていますが、このたびの農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に伴い、農用地区域内にある山林原野等についても、開発行為を制限されることになりました。

このため、農用地区域内において開発行為をしようとする場合には、国または地方公共団体の行う行為等一定の行為を除き、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされました。

これは、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用の見地から、農用地区域を設けて農用地等として開発し、利用すべきものとした土地であるにもかかわらず、その農業上の利用の確保が困難な状態のため、このたびの改正となったものです。

開発行為とは、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更または建築物などの新築、改築もしくは増築をいいます。

このうち「土地の形質の変更」に該当する行為を例示するつぎのとおりです

- ① 宅地の造成
- ② 土地の開墾
- ③ 農用地間における用途の変更
- ④ 土、岩石または砂利の採取
- ⑤ 鉱物の掘採
- ⑥ 切土、掘さく、盛土、物中の集積等によって土地の物理的形質を変更する行為

獅子ヶ森市営住宅完成にあと一歩

獅子ヶ森(県林業試験場隣り)に8月6日から建築中の市営住宅は、いま工事が急ピッチにすすめられ今月中に完成しますこの住宅は、簡易耐火構造(コンクリートプレハブ)4戸連続平家建てで3棟(12戸)を建築しています。

総工費は3,800万円、協和建設kk、才信工務店kk、ダイエウハウスの3社がそれぞれ1棟づつ請負施工しています。間取りは、6畳、4畳半、3畳の3部屋にダイニングキッチンそしてバス・トイレ付となっています。

◇入居者を募集します◇

市では、この新住宅の入居者をつぎにより募集します。

- 〈募集戸数〉 12戸
- 〈使用料〉 月額12,000円(予定)
- 〈入居資格〉

- ア 市内に住所または勤務場所を有する者であること。
 - イ 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
 - ウ 政令で定める基準の収入のある者であること。
- (詳しいことは、市役所都市開発課へ)



- 〈受付期限〉 11月15日(土)まで
 - 〈選考方法〉 申し込み者が多数の場合は、市営住宅入居者選考委員会設置規則により決定します。
 - 〈入居日〉 12月1日(月)から
- ※ 申し込み用紙は、都市開発課と花矢支所にあります。

◇市職員採用資格試験のご案内◇

〈試験区分〉 一般事務職 上級、中級、初級

〈採用予定人員〉 いずれも若干名

〈受験資格〉 昭和25年4月2日から昭和33年4月1日までの出生者で、つぎの各級についてそれぞれの学力を有する者

- (上級) 大学卒業程度
- (中級) 短期大学卒業程度
- (初級) 高等学校卒業程度

※いずれも昭和51年3月31日までに上記と同等以上の学校を卒業見込者を含みます。

〈受験できない者〉

大館市に住所を有しない者。ただし市外の学校に入学のため大館市から転出している者で、来春3月31日までに卒業見込者は受験できます。

〈試験日時〉

昭和50年11月25日(火) 午前7時30分から

〈試験場所〉 大館市民体育館

〈受付期間〉 10月27日から11月15日まで

〈申し込み手続き〉

申込書1部に必要事項を明記し、世帯全員の住民票の写等を添えて、市役所職員課へ期限まで提出してください。 ※受験に必要な申込書などは職員課(本庁2階事務室)にあります。 ※受験手続きなどのくわしい事については、職員課(電話01212内線220番)へお問い合わせください

今月は、国民健康保険税第3期の納期です。

11月29日までお忘れなく